

観光振興計画庁内連絡会議 設置要綱

（目的）

第1条 本市の観光振興計画の推進に向け、庁内における連絡協議等を進めることを目的とする。

（組織）

第2条 前条の目的を達成するため、必要な調整を行うため、観光振興計画庁内連絡会議（以下、「会議」という。）を設置する。

2 会議は委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 前項に掲げる委員のほか、委員長が必要に応じて、臨時の委員を置くことができる。

4 会議は必要に応じて、委員長が招集する。

（会議の協議事項等）

第3条 会議は、次の事項について、協議するものとする。

- (1) 観光振興計画に係る施策の調整に関すること。
- (2) 観光振興計画の事業の進捗に関すること。
- (3) その他、観光振興計画の推進に必要な事項に関すること。

（専門部会）

第4条 会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（事務局）

第5条 会議の庶務は、経済労働局観光・地域活力推進部において処理をする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 27 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 5 年 1 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和 6 年 2 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和 6 年 5 月 21 日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 2 項関係)

委員長	経済労働局 観光・地域活力推進部長
委員	総務企画局 シティプロモーション推進室担当課長 総務企画局 都市政策部企画調整課担当課長 総務企画局 行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局 財政部財政課長 市民文化局 市民生活部企画課長 経済労働局 産業政策部企画課長 経済労働局 観光・地域活力推進部担当課長 経済労働局 観光・地域活力推進部担当課長 経済労働局 観光・地域活力推進部担当課長 まちづくり局 総務部企画課長 まちづくり局 拠点整備推進室担当課長 建設緑政局 総務部企画課長 港湾局 港湾振興部誘致振興課長 臨海部国際戦略本部 事業推進部担当課長 川崎区役所 まちづくり推進部地域振興課長 幸区役所 まちづくり推進部地域振興課長 中原区役所 まちづくり推進部地域振興課長 高津区役所 まちづくり推進部地域振興課長 宮前区役所 まちづくり推進部地域振興課長 多摩区役所 まちづくり推進部地域振興課長 麻生区役所 まちづくり推進部地域振興課長 教育委員会事務局 教育政策室担当課長